

海上自衛隊訓令第8号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、警備所の編制に関する訓令を次のように定める。

昭和42年9月30日

防衛庁長官 増 田 甲子七

警備所の編制に関する訓令

（任務）

第1条 警備所は、沿岸水域、港湾及び水路の安全確保に関する情報業務を行うことを任務とする。

（所長）

第2条 警備所の長は、警備所長とする。

2 警備所長は、基地隊司令又は防備隊司令の命を受け、警備所の所務を統括する。

（支所）

第3条 警備所に、支所を置くことができる。

（分隊）

第4条 警備所長は、警備所の隊員をもつて、規律の維持、隊員の身上取扱い等のため、分隊1以上を編成することができる。

（委任規定）

第5条 この訓令に定めるもののほか、警備所の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附 則（抄）

1 この訓令は、昭和42年10月1日から施行する。

2 監視隊の編制に関する訓令（昭和35年海上自衛隊訓令第13号）は、廃止する。

附 則（昭和43年3月14日海上自衛隊訓令第3号基地隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第12条）（抄）

この訓令は、昭和43年3月16日から施行する。

附 則（昭和45年3月2日海上自衛隊訓令第6号）

この訓令は、昭和45年3月2日から施行する。

附 則（昭和49年9月26日海上自衛隊訓令第41号基地隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第5条）

この訓令は、昭和49年9月30日から施行する。

附 則（昭和62年6月29日海上自衛隊訓令第28号）

この訓令は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日防衛省訓令第10号防衛省職員給与細則等の
一部を改正する訓令第6条）

この訓令は、平成24年3月26日から施行する。